

令和元年 12 月

お客さま各位

館山信用金庫

「災害復旧・復興支援のための農業事業者向け融資の取組み強化」のお知らせ

この度の台風 15 号、19 号、21 号により被災されました皆さまにおかれましては、心より御見舞申し上げます。

当金庫は、この度の台風被害からの復旧・復興に向けた農業事業者の皆さまを支援するため、今回新たに 2 つの農業事業者向け融資の取扱いを開始いたしました。

① 「農林漁業セーフティネット資金」の取扱い

当金庫は、日本政策金融公庫千葉支店（農林水産事業）との間で、同資金の取扱いを令和元年 11 月 25 日より開始いたしました。

本資金は当金庫が日本政策金融公庫千葉支店からの業務委託を通じて、この度の台風により被災された農業事業者の皆さまを対象に委託貸付する制度で、利用者の皆さまにとっては、公庫千葉支店との書類のやり取りをご自身で行うことなく、当金庫を通じて利用できます。

② 「千葉県農業災害対策資金」の取扱い

当金庫は、南房総市との間で、同資金の取扱いを令和元年 11 月 26 日より開始いたしました。

本資金は、南房総市と個別に契約した金融機関を通じて、この度の台風により被災された南房総市の農業事業者の皆さまを対象に、金利を金融機関が半分負担して、残りを千葉県、市町村（本件は南房総市）が利子補給を行い、実質金利が 0 %となる制度で、令和 2 年 3 月 31 日までの取扱いとなります。

ご利用の際には、千葉県農業信用基金の保証が必要ですが、その保証料もゼロとなります。

当金庫は、この度の台風で被害を受けた皆さまの一日も早い復旧・復興を実現していただくための支援を継続してまいります。

詳しくは、館山信用金庫業務部（0470-29-3013）か最寄りの本支店へお問い合わせください。

以 上